

指定居宅サービス事業者等 集団指導

【介護職員等処遇改善加算について】

池田市・箕面市・豊能町・能勢町 広域福祉課

処遇改善加算の注意点について

- ・ 賞与や手当ではなく、**毎月のベースアップ**にあてなければならない金額を把握すること
- ・ 加算の目的を踏まえ、**最低賃金を満たした上で**処遇改善加算による賃上げが望ましい
- ・ **介護保険事業のみ**を記載すること
- ・ 確認資料は **5 年保存**すること



